破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３４号
三重県志摩市浜島町浜島1102番地
債務者　松本　光大
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
京都府舞鶴市字公文名101番地―Ａ９号
債務者　秋友　　郷
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
千葉県佐倉市直弥174番地
債務者　岩井　清司
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３４号
千葉県印旛郡印旛村萩原121番地
債務者　平山　達郎
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６０号
千葉県佐倉市並木町223番地Ａ305
債務者　山本　　明
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６９号
千葉県佐倉市江原台１丁目28番地８、前住所千葉県佐倉市江原277番地１
債務者　高橋　　博
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７０号
千葉県富里市七栄646番地76マイアビエＡ205
債務者　由田　則男
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７６号
千葉県八街市八街ほ764番地
債務者　米本　明広
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８０号
千葉県白井市桜台２丁目３番３棟405号
債務者　高橋　　昇
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８９号
千葉県八街市富山自1314至1343番地合併1360
債務者　平野　一雄
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第９０号
千葉県八街市朝日223番地30
債務者　小嶋　健一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０号
千葉県君津市君津台２丁目25番５号
債務者　大湊　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第３２号
千葉県袖ケ浦市横田62番地11
債務者　井上由美子（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第４１号
千葉県木更津市真舟５丁目７番３号
債務者　佐久間祐一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第７２１号
名古屋市守山区西川原町27番地　宝新守山ハイツ305号
債務者　髙戸　利和
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２２号
名古屋市守山区西川原町27番地　宝新守山ハイツ305号
債務者　髙戸　政江
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４４号
愛知県清須市西堀江６番地　ツインズ新川Ａ106
債務者　岩井田　誠
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７３号
愛知県北名古屋市徳重小崎26番地１　シャトーピア小崎205号
債務者　鈴木　正美
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部